

# 事務職員設置規程

平成 26 年 4 月 1 日 制定  
令和元年 10 月 4 日 最終改定

## (目的)

第 1 条 この規程は、沖縄県放射線技師会事務職員（以下「技師会事務」という）の勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

## (身分)

第 2 条 技師会事務は、非常勤職の職員とする。

## (報酬)

第 3 条 (1) 技師会事務の手当は、理事会にて決定し、その支払いを月締めし、毎月 5 日に支給する。(支払日が休日の場合は前日支給)  
(2) 前項のほか、別途交通費月額 5,000 円を支給する。

## (勤務条件)

第 4 条 技師会事務の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。  
(1) 勤務時間は、1 日 5 時間（休憩時間を除く）以内。勤務日は原則として、月・火・水・木・金の週 5 日とする。但し、祝日及び振替休日は休日とする。  
(2) 勤務時間が 6 時間を越える場合は 45 分、8 時間を越える場合は 1 時間の休憩時間を勤務時間の途中に与える。  
(3) 勤務時間がおおむね 4 時間につき 15 分の休憩時間を置くこととする。  
(4) 会長は、特に必要があるときは、勤務日又は勤務時間を臨時的に変更することができる。但し、変更はあらかじめ技師会事務に明示しなければならない。  
(5) 技師会事務は、業務に支障をきたさない範囲で休みを希望できる。但し、事前に会長に承諾を必要とする。

## (禁止行為)

第 5 条 職務上知り得た情報は在職中及び退職後に他に漏らしてはならない。

## (任期)

第 6 条 技師会事務の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

## (辞職予告)

第 7 条 技師会事務は、任期満了前に辞職する場合、辞職予定日の 30 日前までに申し出、会長の承認を得るものとする。

## (退職金)

第 8 条 技師会事務の退職金は、次のとおりとする。  
年 20,000 円の退職金を積み立て、辞職する際に支給する。但し、支給は勤務 3 年を超えるものを対象とする。

## (雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、技師会事務に関し必要な事項は、別途会長と技師会事務で協議し定める。

## 附則

この規程は、平成 26 年 8 月 14 日より施行し、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。  
この規程は、平成 27 年 4 月 10 日より一部改正施行する。  
この規程は、平成 28 年 10 月 28 日より平成 28 年 10 月 1 日に遡って一部改正施行する。  
この規程は、平成 29 年 10 月 6 日より平成 29 年 10 月 1 日に遡って一部改正施行する。  
この規程は、平成 30 年 10 月 12 日より平成 30 年 10 月 1 日に遡って一部改正施行する。  
この規程は、令和元年 10 月 4 日より令和元年 10 月 1 日に遡って一部改正施行する。